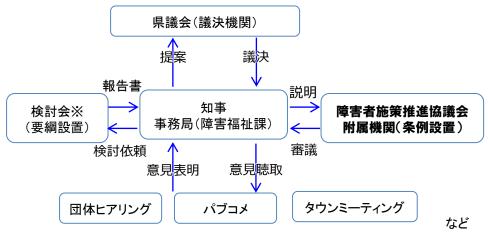
| 令 和 2 年 7 月 1 4 日 | 障 害 福 祉 課

1 概 要

- ▽ 令和2年2月に出された「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)検討会報告書」や聴覚障害者関係団体との意見交換等を踏まえ、 2つの条例に関する大綱をまとめたもの。
- ▽ 今年度中の条例制定に向けて、障害者施策推進協議会での審議や関係 団体ヒアリング、パブリックコメント等の手続きを進めていく。

▽ 条例制定過程イメージ



※ 検討会は、共生条例についての意見を聴取するもの

2 今後のスケジュール

令和2年

▽ 7月14日 ・障害者施策推進協議会において、条例の大綱を審議

▽ 7月中旬以降 ・条例の大綱について、障害者・事業者関係団体ヒアリン グの実施

▽ 9月上旬・障害者施策推進協議会において、条例(中間案)を審議

▽ 9月上旬以降 ・条例(中間案)パブリックコメント

▽ 9月18日 ・保健環境委員会に条例中間案を報告

▽11月中旬・障害者施策推進協議会において、条例(最終案)を審議

▽11月20日・環境保健委員会にパブコメ結果を報告

令和3年

▽ 2月・・県議会への条例提案

▽ 4月1日 ·条例施行

3 共生づくり条例に関する大綱

◇ 目的や理念等(前文、第1章 総則)

1 前文の規定について

○ 条例に、制定の趣旨、現状認識、東日本大震災時の困難な状況、差別をなく し全ての県民が共に安心して暮らせる環境をつくっていく決意等を述べた**前文** を設けるもの。

2 目的

○ 「**障害を理由とする差別の解消**を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に寄与すること」を目的に規定する。

3 定義

○「**合理的配慮**」について、障害者から社会的除去が必要である旨の**意思表明**があり、**建設的な対話**の上、(事業者にとって)**負担が過重でない**ときに、社会的障壁の除去についてなされる必要な配慮と定義。

4 基本理念

○ 個人の尊重、活動機会の確保、意思疎通や情報取得手段の確保等の基本 理念を規定。

5 関係者の責務

- 〇 県、県民、事業者の責務を規定。県は、関連する必要な施策を策定・実施する る責務と必要な財政措置に努めることを規定。
- ○「**障害者の責務**」の規定について、複数の意見があったが、「県民の責務」 の中で読み込める内容であり、**別途規定を設けない。**

◇ 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること(第2章 関連施策)

6 不当な差別的取扱いの禁止

- 「何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対して、障害を 理由とする不当な差別的取扱いを禁止する」とし、差別解消法で規定されてい ない「県民」を差別禁止の主体に、また、「障害者の家族や関係者」を差別禁 止の対象に加える。
- 「不当な差別的取扱い」の記載方法について複数の意見があったが、具体例については別途定めるガイドラインに規定することとし、条例では包括的・抽象的に規定する。

7 合理的配慮の提供義務

- **事業者に対する合理的配慮の提供義務**については、複数の意見があったが、**義務化する**。
- ・ 障害者差別解消法は、事業者に対して努力義務としており、法施行後3年 経過した現在、その内容の見直しを検討中であり、義務化の議論がなされて いる。
- ・ 国の基本方針では、地方自治体における上乗せ・横出し規定を含む条例の 制定を認めており、制定済みの条例では半数以上が義務化としている。
- ・ 合理的配慮は、「意思の表明」や「(事業者の)負担が過重でないこと」など の要件が具備された場合に適用されるものであり、さらに建設的な対話の上 で、必要な配慮を求める規定となっている。
- ・ 今後、事業者団体ヒアリング等の際に、ガイドラインに盛り込む予定の具体 的事例を示しながら、事業者等の理解促進に努めていく。
- **県民**については、県又は事業者から協力を求められた場合に、応じるよう努めることを規定する。

8 相談・助言・あっせん体制について

- 県は、相談体制を整備することを規定。(相談業務は委託可能)
- 事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する事案で、相談で解決しない場合、県に対し助言・あっせんの求めが可能。県は事実の調査を行い、必要に応じて当事者に助言又は調整委員会にあっせんを求めることを規定。
- 正当な理由がないあっせん案の拒否や調整委員会の要求拒否に対する勧告と正当な理由がない勧告拒否の公表について規定。
- 調整委員会は、10人以内とすることを規定。

◇ 情報保障等に関すること(第3章 共生社会の実現に向けた施策)

- 9 情報保障等について
- 共生社会の実現に向けて、「啓発活動」「教育の推進」「交流の推進」「情報 保障の推進」施策の展開について規定。

◇ その他(附則)

- 10 条例の施行に関すること
- 〇 施行日は、令和3年4月1日 (但し、あっせん関連の規定は、令和3年7月1日)
- 条例施行後3年を目処に条例内容を検討し、必要な措置を講ずることを規定。

4 手話言語条例に関する大綱

- ◇ 目的や理念等(前文、第1章 総則)
- 1 前文の規定について
- 条例に、ろう文化や、国等の動き、手話の普及状況等に言及する**前文**を設けるもの。

2 目的

〇「『**言語としての手話及びろう者に対する理解**の促進』と『**手話の普及**』を図り、 ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指す」ことを目的に 規定。

3 定義

○ 条例上、「**ろう者**」については、聴覚障害者のうち、**手話を使い日常生活をおくるもの**と規定。

4 基本理念・関係者の責務等

- 手話は言語であり、文化的所産であることや、手話による意思疎通の権利尊 重等の基本理念を規定。
- 〇 県・県民・事業者の責務及びろう者等・手話通訳者等の役割を規定。県の責務は、共生条例と同様。

◇ 言語としての手話の普及等(第2章 関連施策)

- 5 言語としての手話の普及等ついて
- 言語としての手話の普及のため、「手話を学ぶ機会の確保」「手話通訳者の 養成等」「学校における手話の普及」「手話に関する調査研究」施策の展開に ついて規定。

6 条例の施行に関すること

〇 施行日は、令和3年4月1日